

補償のあらまし

県は公共事業を行うために土地をお譲り願ったり、建物などを移転していただく場合には、損失補償基準などに従って、適正な補償をおこなっています。

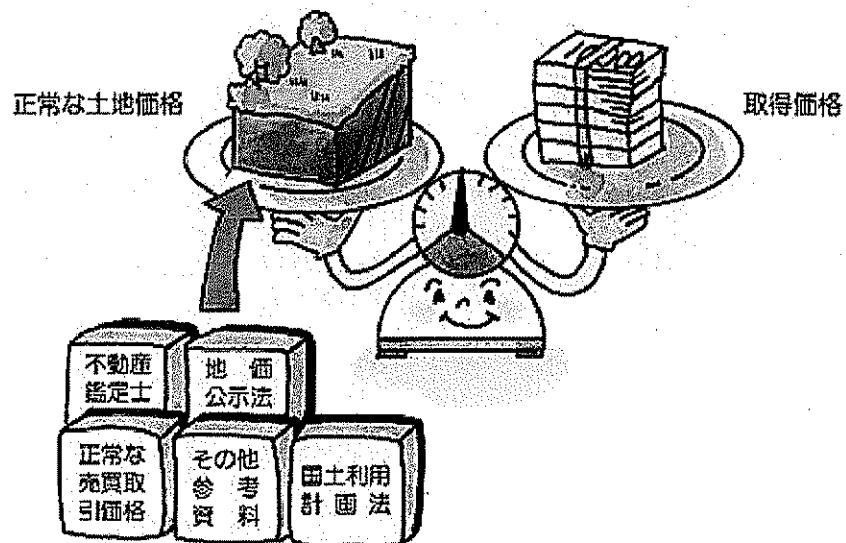
補償には次のようなものがありますが、それぞれの方の権利やその内容により損失額（補償額）を算定し、原則として金銭をもっておこないます。

1. 土地の補償

お譲りいただく土地は、補償時点の正常な取引価格で補償します。

土地の平方メートル当たりの単価は、近隣の正常な取引事例価格、国の地価公示法に基づき公示された公示価格、国土利用計画法に基づく青森県基準地価格を参考にするとともに、必要に応じて不動産鑑定士による土地鑑定評価をおこなって算定します。

また、土地の地目、面積は土地登記簿に記載されているものではなく、地目については土地の利用状況（現況地目）により、面積については実測面積（実際に測量した面積）により算定します。



2. 建物等の移転補償

①建物移転補償

お譲りいただく土地に建物がある場合は、その建物の配置、種類、構造、敷地の形状などの条件を考慮して、一般的と思われる移転工法（再築工法、曳家工法、改造工法等）により算定し補償します。

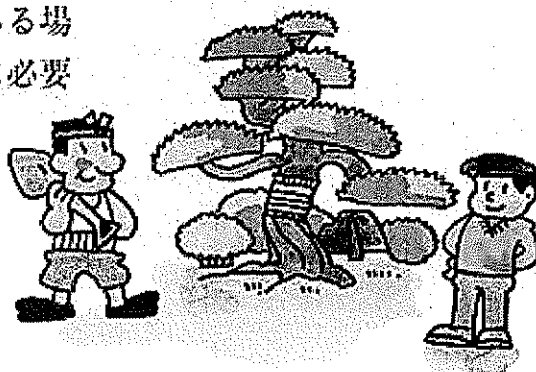


②工作物移転補償

お譲りいただく土地に工作物（フェンス、門扉、看板、コンクリート叩、ブロック塀など）がある場合は、移転に必要な費用を補償します。

③立竹木移転補償

お譲りいただく土地に立木がある場合は、移転（移植または伐採）に必要な費用を補償します。



3. 建物等の移転に伴い通常生ずる損失の補償

建物等の移転に伴い引越しなどが必要な場合は、これに要する費用を補償します。補償には次のようなものがあります。

①動産移転補償

②仮住居補償

③移転雑費補償



4. その他の補償

これまでに述べたほかにも、土地をお譲りいただいたり、建物等を移転していただく際に、いろいろと損失が発生することがあります。

このような場合には、調査の結果、その損失を補償の対象とすることが妥当と認められるものについては、これを適正に評価して、その損失を補償します。

